

介護保険だより

【みんなで学び 育てよう 介護保険！】

介護保険サービスを受けた場合に町が支払う介護給付費（９割分）の財源の半分は介護保険料が占めており、そのうち17%が65歳以上の保険料で、33%が40歳から64歳の保険料でまかなわれています。

このように介護保険料は、介護給付費を支払うための重要な財源ですので、必ず納期限内に納めてください。



◆本年度介護保険料の納入期限について

普通徴収（納付書で納入）の納入期限については、次の表のとおりです。１～２期分が仮算定、３～６期分が本算定となります。（仮算定とは、６月の住民税が確定するまでの間、平成13年度の保険料額をもとに平成14年度の保険料を暫定的に賦課することです。本算定とは、６月の住民税が確定した後、年間の介護保険料を計算し賦課することです。）口座振替を利用される方は、振替指定日に指定口座から引き落としされますので通帳残額の確認をお願いします。

また、年金から特別徴収される方については、年金の支給月に介護保険料の２ヶ月分が天引きされ年金が支給されます。特別徴収については、４月・６月・８月が仮算定となり、１０月・１２月・２月が本算定となります。なお、老齢（退職）年金が年額18万円未満の方や遺族年金、障害年金、老齢福祉年金のみの受給の方については、特別徴収されませんので普通徴収になります。

【普通徴収の納入期限と口座振替日】

期 別	納 入 期 限	口座振替指定日
第１期（仮算定）	平成１４年 ４月３０日	平成１４年 ４月２５日
第２期（ 〃 ）	平成１４年 ７月 １日	平成１４年 ６月２５日
第３期（本算定）	平成１４年 ９月 ２日	平成１４年 ８月２６日
第４期（ 〃 ）	平成１４年１０月３１日	平成１４年１０月２５日
第５期（ 〃 ）	平成１４年１２月２５日	平成１４年１２月２０日
第６期（ 〃 ）	平成１５年 ２月２８日	平成１５年 ２月２５日

納付書で納入される場合は、納入の確認をコンピュータで処理しますので、紛失したり、汚したり、折り曲げたりすると確認ができませんので、取り扱いには十分注意してください。納入期限を過ぎると督促状を発送し、督促手数料100円が必要になります。また、延滞金も加算される場合があります。

介護保険料を滞納すると、介護サービス費用をいったん全額自己負担することになり、後で申請により介護給付分（９割）を払い戻してもらうことになったり、給付の差し止めや利用者負担の割合が１割から３割に引き上げられたり、高額介護サービス費の払い戻しが受けられなくなります。

◆介護保険料の月割賦課について

転入された方や今年65歳になられる方については、その月（誕生日が月の初日の場合はその前月）から月割で介護保険料が賦課されます。年金を受給している場合でも、その年度については納付書で納めていただくか口座振替になります。

また、転出したり死亡された場合は、その月の前月分まで月割で賦課されます。被保険者の異動があった場合は、必ず14日以内に町民課窓口に届けてください。